

ハッ場ダム住民訴訟通信-27

07.04.27 発行

ダムサイトの岩盤に走る無数の亀裂。高橋利明弁護士団長、渾身の陳述。

第 11 回ハッ場裁判は 4 月 24 日(火)水戸地方裁判所で開かれました。原告側の意見陳述は統一弁護士団長の高橋利明弁護士。国土交通省の持つ膨大なダムサイト地質資料を情報公開請求で集め、現地調査と合わせ分析、20 分にわたる画像による陳述は論理的にして簡潔、ギリギリと被告県側を追い詰めました。

ダムサイト地域は 20～30 万年前、浅間山の大爆発の泥流で埋まり、上流側は湖になっていた。やがて湖の水は泥流による脆い地盤を削り、固い岩盤による深い渓谷を作り出した。

地球の時間で、20～30 万年はほんの僅かな時間。膨大な重量の土砂に圧縮されていた岩盤は短時間で“重石”がとれたため、水平方向に無数の亀裂が入った。

この他、ダムサイトには地中の数百度もの温泉熱でぼろぼろになった岩層があり、極めて危険な状況を呈している。

国は危険な箇所は削り、亀裂にはコンクリートを流し込むから問題なしと言うが、工事 OK の調査結果はいまだに出ていない。

「大丈夫」「安心です」と国が言ってます。県の反論はまったく論理が不在。

被告県側の反論は、国にお伺いを立て帰ってきた書面に「国土交通省は・・・」と一行加えただけのお粗末なもの。その内容も「大丈夫」「安全」「安心」を繰り返すのみ。安全を証明するデータは皆無。高橋弁護士は国のデータで危険と警告しています。しかるに国の側がデータを示さずに安全・安心をお題目のように唱える無責任。子供の言い訳にも劣るレベルです。

次回裁判は 7 月 18 日(水)午後 1 時 30 分。私たちは立証計画を陳述します。

いよいよヤマ場です。立証計画、つまり証人尋問を裁判所が認めれば、裁判は却下・棄却を跳ねのけて「判決勝負」に持ち込めます。当然、被告側は「裁判の打ち切り」を弁論する予定。次回裁判はギリギリの「鏝迫り合い」が展開します。傍聴席を埋め尽くして見守りましょう。

新・いばらき水のマスタープラン概要、県は自ら水余りを認める。

でも、ハッ場ダムなど水源開発から撤退せず。

茨城県は「新・いばらき水のマスタープラン」策定に際し概要を発表しました。何とそこには 45 万? もの水余りが記されています。つぶさに調べますと、現在活用中の地下水・河川水を 27 万? も切り捨てています。実際には 72 万? もの水余りです。これだけあれば、現在開発中のハッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発、湯西川ダムの合計 62 万? はまったく不用になります。節約できる県税は起債利息を含めて 2200 億円。誰のための水源開発か? 県民のためではないことは確かです。なお、県は 45 万? の余剰水の使い道として河川を浄化する環境用水に半分、残りは湯水などの危機管理用水としています。汚れた川にどうやって利根川から水を引くのでしょうか。県内に幾つかの危機管理貯水池をつくり、利根川から水を引くのでしょうか。そのために税金をあといくら注ぐのでしょうか。

拝啓、安倍首相様・橋本知事様「郷土を愛する心」とは、どうしたら持てるのでしょうか。

本年度会費(一口 1000 円)未納の方は同封の振込用紙でお願いいたします。